

内訳書に記載すべき内容(入契法第12条及び入契法施行規則第1条)

・材料費及び労務費

直接工事費の内数を記載する。

材料費

主要な材料費は必須。

雑材料や建設機械に使用される燃料費は任意。

労務費

当面の間、積み上げ可能な方式（歩掛等）で積算する。

市場単価方式や標準単価方式による積算した労務費は計上しなくてよい。

・現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料含む)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金含む)の法定の事業主負担額

労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額を記載する。

・建設業退職金共済制度の掛金(建退共掛金)

建退共対象者がいる場合

必要金額を記載する。

建退共対象者がいない場合

金額欄に「－」と記載する。

・労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費(安全衛生経費)

関連する項目が多岐にわたっており、また、積算上の費目としては、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費にまたがっている。

このため、詳細な内訳作成が困難と考えられることから、工事原価の内数として記載することとしている。

[安全衛生経費]
(土木工事の場合)

直接工事費のうち

足場、支保工、土留め、土留め支保工、作業構台、交通規制、仮囲い

間接工事費のうち

調査費用、交通管理に要する費用、倉庫・材料保管等に要する費用、疾病・衛生対策費、安全訓練研修等に要する費用